



岐阜市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 29 日

岐 阜 市 長

柴 橋 正 直

岐阜市条例第 4 / 号

岐阜市景観条例の一部を改正する条例

岐阜市景観条例（平成7年岐阜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
目次 前文 第1章～第10章 （略） 第11章 <u>景観整備推進法人</u> （第38条） 第12章 （略） 附則 （届出を要しない行為） 第15条 法 <u>第16条第8項第12号</u> の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（7） （略） （8） 通常の管理行為及び軽易な行為（法第 <u>16条第8項第1号</u> に掲げる行為を除く。） 2 前項の規定にかかわらず、景観計画重要区域（金華区域並びに金華山・長良川区域におけるB地区及びC地区に限る。）内における法 <u>第16条第8項第12号</u> の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（4） （略） 3 前2項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区内における法 <u>第16条第8項第12号</u> の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。	目次 前文 第1章～第10章 （略） 第11章 <u>景観整備機構</u> （第38条） 第12章 （略） 附則 （届出を要しない行為） 第15条 法 <u>第16条第7項第11号</u> の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（7） （略） （8） 通常の管理行為及び軽易な行為（法第 <u>16条第7項第1号</u> に掲げる行為を除く。） 2 前項の規定にかかわらず、景観計画重要区域（金華区域並びに金華山・長良川区域におけるB地区及びC地区に限る。）内における法 <u>第16条第7項第11号</u> の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（4） （略） 3 前2項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区内における法 <u>第16条第7項第11号</u> の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)・(2) (略) 第11章 <u>景観整備推進法人</u> 第38条 市長は、法第92条第1項の規定により<u>景観整備推進法人</u>を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 2 前項の規定は、法第95条第3項の規定による<u>景観整備推進法人</u>の指定の取消しについて準用する。	(1)・(2) (略) 第11章 <u>景観整備機構</u> 第38条 市長は、法第92条第1項の規定により<u>景観整備機構</u>を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 2 前項の規定は、法第95条第3項の規定による<u>景観整備機構</u>の指定の取消しについて準用する。
---	---

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。